

利用者負担の内容

【(介護予防)通所リハビリテーション】

		種類	負担額	内容
保険給付の負担額	通所リハビリテーション	基本サービス費	要介護1 710単位/日 要介護2 844単位/日 要介護3 974単位/日 要介護4 1,129単位/日 要介護5 1,281単位/日	要介護度により個人差あり [6時間以上7時間未満] 上記以外の利用時間の負担額は個別にお問い合わせください。
		リハビリテーション提供体制加算	24単位/回	リハビリ職員を手厚く配置したことに対する加算
		入浴介助加算	(Ⅰ)40単位/日 (Ⅱ)60単位/日	入浴介助に対する加算
		リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	6月以内 593単位/月 6月超え 273単位/月	リハビリテーションの計画書を厚生労働省に提出して実施している場合
		リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	6月以内 863単位/月 6月超え 543単位/月	リハビリテーションの計画を医師が利用者に説明し、同意を得て、厚生労働省に計画書を提出している。
		短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位/日	集中的にリハビリテーションを行った場合の加算
		口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)20単位/回 (Ⅱ)5単位/回	口腔・栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に文書を提供した場合(6月に1回を限度)
		口腔機能向上加算	(Ⅰ)150単位/回 (Ⅱ)160単位/回	口腔機能向上サービスに対する加算(1月2回限度)
		中重度者ケア体制加算	20単位/日	利用者の30%以上が要介護3以上であり、看護職員を1名以上配置するなど体制が整っている場合
		送迎しなかった場合の減算(片道)	△47単位/回	送迎を行わなかった場合、基本サービス費から差し引かれます。
		科学的介護推進体制加算	40単位/月	利用者の心身の状況等に係る基本情報を厚生労働省に提出した場合
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護職員の専門性への加算(介護職員のうち介護福祉士が50%以上)
リハビリテーション	介護予防通所	基本サービス費	要支援1 2,053単位/月 要支援2 3,999単位/月	※通所リハビリテーションと異なり、月額制であることに注意してください。 ※利用開始日の属する月から12月超の減算 要支援1:△20単位/月 要支援2:△40単位/月
		運動器機能向上加算	225単位/月	運動器機能向上サービスに対する加算
		口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)20単位/回 (Ⅱ)5単位/回	口腔・栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に文書を提供した場合(6月に1回を限度)
		口腔機能向上加算	(Ⅰ)150単位/回 (Ⅱ)160単位/回	口腔機能向上サービスに対する加算(1月2回限度)
		科学的介護推進体制加算	40単位/月	利用者の心身の状況等に係る基本情報を厚生労働省に提出した場合
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 72単位/月 要支援2 144単位/月	介護職員の専門性への加算(介護職員のうち介護福祉士が50%以上)
共通		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に4.7%を乗じた単位数	介護職員の処遇改善のための加算
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に2.0%を乗じた単位数	介護職員等の処遇改善のための加算
		介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数	介護職員等の処遇改善(ベースアップ)に要する加算
		※地域区分の見直しにより1単位=10円から1単位=10.17円に変更になっています。 利用者負担は合計単位数に10.17円を乗じ、そこから保険者負担を差し引いた金額になります。		
利用料		食費	600円/日	昼食代(おやつを含む)
		日用品費	300円/日	おしぼり・ティッシュペーパー・石鹸 シャンプー・トイレトペーパー等
		教養娯楽費	100円/日	画用紙・折り紙・粘土等の材料や手工芸材料等

※この「利用者負担の内容」に記載した以外の加算や利用料の詳細については、担当者にお問い合わせ下さい。

令和4年10月改定